

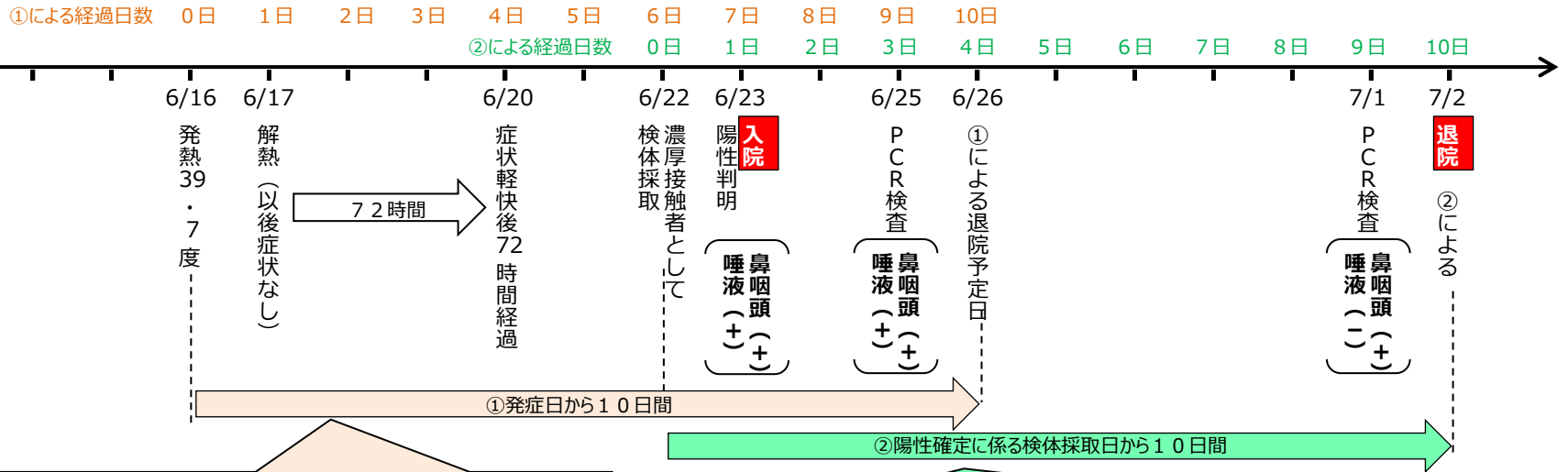
新退院基準

- ①有 症 状 者：発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ②無症状病原体保有者：陽性確定に係る検体採取日から10日間経過した場合

理由：発症後9日以降や症状軽快後3日後になると培養可能なウイルスが分離されなくなるため、感染力はなくなると考えられる。
また、こうした時期には概ね抗体ができています。

事例 1

20代男性 同居家族3名 6月12日に食事を共にした知人が陽性と判明したため、濃厚接触者として検体採取



- ①当初、有症状者（発症日：6/16）として対応
- 6/25 PCR（和歌山県独自の退院前日検査）陽性（鼻咽頭（+）、唾液（+））
 - 抗体検査（6/23の残余血清）陰性

- ②無症状病原体保有者（検体採取日：6/22）として対応
- 7/1 PCR（和歌山県独自の退院前日検査）陽性（鼻咽頭（+）、唾液（-））
 - 抗体検査（7/1）陰性

※ 抗体検査及び患者本人への聞き取り調査の結果を踏まえ
「無症状病原体保有者」と判断

事例 2

新型コロナウイルスが上気道に感染してPCR検査が陽性となり、無症状で経過した10代の男性も血液中の抗体は陰性のまま。しかし、旧退院基準に基づきPCR検査で2回陰性を確認して退院したため、他者に感染させる危惧はなかった。

新型コロナウイルス感染症に係る新退院基準について

事例について

- ・ 事例 1 は、新型コロナウイルスが上気道に感染して、PCR検査が陽性となったもの。しかし、感染したことを表す血中の抗体が陰性の状態で、しかも鼻咽頭のPCR検査も陽性のまま、感染症法の新退院基準に基づき退院させざるを得なかった。
- ・ 若い年代の無症状病原体保有者において、抗体が陰性の事例が存在する。



懸念

- ・ 退院基準を満たすにも関わらず、感染能力を保持していることを疑わせるような事例が発生している。
- ・ このような事例が続くと、感染能力を持った患者が退院しているのではないかという不安を国民に抱かせることとなり、退院患者へのいわれなき差別や偏見に繋がる恐れがある。



問題提起

退院基準については、基準を満たすにも関わらず未だに感染能力を保持していることを疑わせるような事例が発生していることを踏まえ、国民に不安を与えないよう、科学的根拠をきちんと示して国民に分かりやすく説明することが必要ではないか。